

令和3年3月22日

お客様 各位

丸八信用組合

## 創立95周年記念キャンペーンに伴う定期積金規定改定のお知らせ

当組合は、おかげさまで令和3年10月に創立95周年を迎えます。これもひとえに皆様の温かいご支援の賜物と厚くお礼申し上げます。つきましては、創立95周年記念キャンペーンの実施に伴い、令和3年4月1日から定期積金規定の改定を行いますので、お知らせいたします。

### 記

- 1 改定となる規定  
定期積金規定
- 2 規定改定日  
令和3年4月1日（木）
- 3 主な改定内容  
定期積金（95周年記念）の新設

※定期積金規定の改定部分は、参考「新旧対照表」をご確認ください。

令和2年4月以降は、当組合のホームページで最新の預金等規定を確認することができますため、預金等規定の窓口配布等は終了いたしました。

なお、お客様から紙ベースでの配布依頼があった場合には、窓口等に対応します。

▶ 定期積金規定

(参考)

定期積金規定（新旧対照表）

改定前	改定後
<p data-bbox="233 463 368 495">1. (目的)</p> <p data-bbox="256 510 807 680">この規定は、丸八信用組合（以下「当組合」といいます。）の次に掲げる定期積金（以下「この積金」といいます。）に関する取扱いを定めます。</p> <ul data-bbox="264 696 635 779" style="list-style-type: none"><li data-bbox="264 696 427 728">① 定期積金</li><li data-bbox="264 743 635 775">② 定期積金（新規職員限定）</li></ul> <p data-bbox="264 792 323 824">新設</p> <p data-bbox="233 887 453 918">2. (自動再契約)</p> <p data-bbox="244 934 807 1155">(1) この積金は、満期日の属する月を開始月とする第1条第1号の「定期積金」として自動的に再契約し、積金口座を新たに開設いたします。ただし、次の各号のひとつにでも該当した場合は、自動再契約いたしません。</p> <ul data-bbox="256 1171 807 1435" style="list-style-type: none"><li data-bbox="256 1171 651 1202">①満期日前に中途解約した場合</li><li data-bbox="256 1218 791 1249">②約定どおり払込みが行われなかった場合</li><li data-bbox="256 1265 807 1341">③事前に自動再契約中止の申し出があった場合</li><li data-bbox="256 1357 807 1435">④再契約後の積金の初回払込み日に、給料から控除された掛金が払込まれない場合</li></ul> <p data-bbox="244 1451 807 1576">(2) 再契約後の積金金利は、満期月における当組合の「預金等店頭掲示金利表」の「定期積金」利率が適用されます。</p> <p data-bbox="244 1592 807 1718">(3) 掛金、積立期間、満期金受取方法、及び満期金振替普通預金口座の再契約内容は、再契約前と同一とします。</p> <p data-bbox="244 1733 807 1904">(4) 再契約前の契約内容を変更する場合、及び再契約を中止する場合は、満期月の前月の組合が定める日までに、その旨を書面にて申し出ください。</p>	<p data-bbox="841 463 976 495">1. (目的)</p> <p data-bbox="865 510 1415 680">この規定は、丸八信用組合（以下「当組合」といいます。）の次に掲げる定期積金（以下「この積金」といいます。）に関する取扱いを定めます。</p> <ul data-bbox="873 696 1259 824" style="list-style-type: none"><li data-bbox="873 696 1035 728">① 定期積金</li><li data-bbox="873 743 1243 775">② 定期積金（新規職員限定）</li><li data-bbox="873 792 1259 824">③ <u>定期積金（95周年記念）</u></li></ul> <p data-bbox="841 887 1102 918">2. (自動再契約) 略</p>

<p><b>3. (掛金の払込み)</b></p> <p>(1) この積金の掛金の払込みは、払込日（毎月給料日、又は応当日とします。）に掛金が給料から控除され払い込まれます。</p> <p>(2) この積金の毎月の掛金の払込みが前項の方法により行われなときは、当該月の末日までに掛金を現金等で払込みしていただきます。この場合、この積金の延滞利息は計算いたしません。</p> <p><b>4. (給付契約金の支払時期・方法)</b></p> <p>(1) この積金は、積金者が当組合に開設した積金者名義の普通預金口座に振り替える旨の特約が設定されている場合には、満期日に当該普通預金口座へ自動入金することにより、給付契約金を支払います。</p> <p>(2) 自動入金以外の方法で満期日以後に給付契約金をお受け取りになる場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して当組合に提出してください。（定期積金（新規職員限定）については、この方法は選択できません。）</p> <p>第5条～第19条（略）</p>	<p><b>3. (掛金の払込み) 略</b></p> <p><b>4. (給付契約金の支払時期・方法)</b></p> <p>(1) この積金は、積金者が当組合に開設した積金者名義の普通預金口座に振り替える旨の特約が設定されている場合には、満期日に当該普通預金口座へ自動入金することにより、給付契約金を支払います。</p> <p>(2) 自動入金以外の方法で満期日以後に給付契約金をお受け取りになる場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して当組合に提出してください。（定期積金（新規職員限定）<u>及び定期積金(95周年記念)</u>については、この方法は選択できません。）</p> <p>第5条～第19条（略）</p>
--	--

以上